

補助金等一覧表

○市民の皆さまがご活用できる各種補助金等の概略のみを掲載しております。詳しい事業内容や利用条件等については担当部署へお問い合わせ下さい。

○掲載内容は令和6年10月1日時点のものであり、ご覧いただく時期によっては、事業が終了している場合がございます。（申請額が予算に達した時点で受付を終了いたします。）

ジャンル	補助金等の名称	こんなときに	対象者	補助金等の内容	留意事項	市HP URL ※ある場合のみ	担当部署	担当（電話番号）
結婚・出産・子育て支援 ・青少年・教育・協働	結婚新生活支援事業費補助金	上尾市で新婚生活を送るとき	指定期間に結婚し、上尾市内に居住する夫婦の合計所得が5,000,000円未満かつ39歳以下の新婚夫婦	結婚を機に上尾市内で新しく居住する住宅（新居）への引越費用や住宅購入費、家賃などの一部を最大300,000円（29歳以下は最大600,000円）補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/304984.html	子ども支援課（管理担当）	783-4962
	多胎妊婦健康診査助成金	多胎妊婦が通常の14回分の妊婦健康診査以上に健診を受けたとき	多胎妊娠に関連した妊婦健康診査を受診し、その費用を負担した者	1回の受診につき5,000円を上限とし、最大5回まで助成します。	保険診療で受けた妊婦健康診査は対象外です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/337167.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
	不妊検査費・不育症検査費助成金	夫婦が共に不妊検査を受けたとき、不育症検査を受けたとき	検査開始時の妻の年齢が43歳未満の夫婦	検査開始時の妻の年齢が35歳未満の方は上限30,000円、43歳未満の方は20,000円を助成します。	1組の夫婦につき1回限り助成します。（申請期間は検査期間の終期の属する年度内。ただし、この年度の1月1日から3月31日までの間に検査の終期が属するものについては、翌年度6月30日まで）	【不妊検査費助成金】 https://www.city.ageo.lg.jp/page/03011703170120190319.html 【不育症検査費助成金】 https://www.city.ageo.lg.jp/page/0301201603230120190319.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
	低所得妊婦初産科受診料助成金	低所得世帯の方が妊娠判定のために産科受診をしたとき	市民税が非課税である世帯、生活保護法による被保護世帯	妊娠判定のために受けた初産科受診料（10,000円を限度に1回限り）を助成します。	初回の産科受診日から1年以内の申請となります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/362076.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
	妊婦健康診査等助成金	委託医療機関外で妊産婦健康診査を受けたとき	妊産婦健康診査対象者	里帰り出産などで委託医療機関以外で受けた妊産婦健康診査（妊婦健康診査助成券に記載された検査項目のみ対象）の費用の一部を助成します。	妊娠が終了した日から1年以内の申請となります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/030111061001.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
	子ども・若者支援活動応援事業補助金	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するとき	子ども・若者およびその家族を対象とした支援を実施する法人、団体および個人	補助対象事業（居場所提供事業、就労援助事業、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の就労につながる事業）に要する補助対象経費を最大100,000円補助します。			子ども家庭総合支援センター	783-4964
	子どもの居場所づくり応援事業費補助金	子どもの居場所支援を行うとき（子ども食堂、フードパントリーなど）	市内で子どもの居場所支援を行う団体	子どもの居場所支援に係る食料費や施設使用料、印刷製本費などの対象経費の一部を最大100,000円補助します。	受付期限は令和6年10月31日までとなります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/310628.html	子ども支援課（管理担当）	783-4962
	ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金	養育費に関する公的手続きを行ったとき	申請日において、市内に住所を有するひとり親家庭の方で児童扶養手当の支給を受けているまたは児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準にあり、各補助の要件を満たす者	養育費の取決めに係る公正証書等の作成経費・養育費保証契約に係る保証料・裁判外紛争解決手続（ADR）に要した経費の一部（各補助額：上限50,000円）を補助します。	令和6年4月1日以降に行った取組かつ各補助規定日より6か月以内の申請が対象です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/373447.html	子ども支援課（ひとり親支援担当）	775-6819
	家庭保育室保護者負担軽減費補助金	上尾市契約家庭保育室を利用したとき	上尾市契約家庭保育室を利用している0歳児から2歳児（対象児童が3歳を迎えた年度の末日まで）の児童のうち、保育を必要とする事由に該当する者	上尾市契約家庭保育室を利用した時の保育料について、認可保育園に入った場合の保育料との差額分を補助します。（補助上限額は認可保育料の階層により異なり、1月あたり30,000円が上限）	上尾市契約家庭保育室に入室する際に、当補助金の交付申請が必要です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/117112040901.html	保育課（保育担当）	775-5121
	学校給食費補助金	多子世帯で学校給食費に対する支援が必要なとき	市内に住所を有し、小学校、中学校に在籍する児童または生徒を3人以上養育し、かつ、上尾市立学校に在籍する児童生徒を1人以上養育している者	3人目以降の児童生徒が在籍する市立学校における学校給食費に相当する額を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/308033.html	学校保健課（給食担当）	775-9683
協働のまちづくり推進事業補助金	市民活動団体と市が協働のまちづくりの規範となる事業を実施するとき	市民の自主的に営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体（応募資格あり）	公益的・社会貢献的な事業であって、市民活動団体と市が協働して行う事業としてふさわしいものをに補助します。（対象事業要件あり） 補助金上限額 初年度40万円（補助率10/10） 2回目35万円（補助率7/10）	新規事業と継続事業で補助金上限額および補助率が異なります。補助金は同一団体同一事業に対して2回（年1回）までとなります。	https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s33500/	市民活動支援センター	778-1810	
健康	人間ドック検診料補助金	上尾市国民健康保険加入者が、人間ドックを受けるとき	上尾市国民健康保険加入者で、検診当日35歳以上であること	上尾市国民健康保険加入者が指定の項目を満たす人間ドックを受けるとき、検診料の一部を補助します。 【実施期間】例年5月1日から翌年2月末 ※指定医療機関以外で受診する場合は、例年4月1日から翌年3月31日 【補助金額】2万円（ただし検診料が2万円を超えないときは、検診料の全額） ※指定医療機関で受診の場合は、医療機関でお会計時に、検診料から補助額2万円を差し引いた額が請求されます。指定医療機関以外で受診の場合は、人間ドック受診後に申請に基づき補助金を指定の口座に振り込みます。	・指定医療機関で受診の方で、ネット決済で検診料を支払う場合は、補助の対象となりません。 ・原則として、指定の項目をすべて同一の医療機関で受診した方に対して行います。また、検査項目を満たしていない場合は、補助の対象外となります。 ・補助は年度内1回に限ります。特定健診（無料）と人間ドックの補助は、いずれか同年度内1回の受診に限ります。重複受診が確認された場合、後日補助金の返還請求を行います。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/302184.html	保険年金課（国保管理・保健担当）	782-6494
	障害者乳がん検診助成金	重度の身体等の障害により、集団検診での乳がん検診を受診することが困難なとき	40歳から69歳の次の(1)(2)いずれかの女性 (1) 身体障害者手帳の交付を受け、下肢1級および2級、体幹1級および2級、脳病変による運動機能障害1級および2級の者 (2) 療育手帳の◎およびAの者	身体の障害により、集団検診での乳がん検診を受診することが困難な人に、実施医療機関において個別に受診するためのクーポン券を交付します。（ただし定められている医療機関でのみ利用可能）	5月1日から11月30日までの実施ですが、期限近くになると大変混み合い、医療機関が受け入れ出来なくなる場合あり、早めの受診が必要です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/shougaisanyuugann.html	健康増進課（西保健センター）	774-1411
	造血幹細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金	造血幹細胞移植により定期予防接種で得た免疫が低下または消失した20歳未満の者が再接種を受けるとき	・再接種を受ける日に、市の住民基本台帳に記録されている20歳未満の者 ・予防接種法施行規則に定められた特定疾病に係る再接種については、再接種を受ける日において次の年齢に達していない者 ・四種混合ワクチン、五種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症）⇒15歳 ・BCG（結核）⇒4歳 ・ヒブ（Hib感染症）⇒10歳 ・肺炎球菌（小児）⇒6歳	再接種に係る費用を補助します。	再接種を希望する場合は事前に問い合わせが必要です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/367645.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
	HPV任意予防接種助成金	子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）のうち2価もしくは4価を自費で受けたとき	・平成9年4月2日～平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、令和4年4月1日時点で上尾市に住民登録がある者 ・定期接種の年齢内にHPVワクチンの3回接種が完了していない者 ・令和4年3月31日までに国内の医療機関において、2価もしくは4価を任意接種で受け実費負担した者	接種に要した費用の実費相当額（1人最大3回接種分、上限は1回17,303円）を助成します。	・9価ワクチンについては令和5年4月1日から定期接種扱いになりましたが、それまでは定期接種の対象ではなかったため、本補助金の対象外となります。 ・接種費用に含まれないもの（交通費、宿泊費、接種記録証等の文書代）は対象外となります。 ・今年度末をもって本助成制度は終了となります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/325040.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
	定期予防接種助成金	埼玉県内の委託医療機関以外で接種を希望するとき	定期予防接種対象者の保護者	里帰り出産などで埼玉県外に長期滞在する場合など、埼玉県内の委託医療機関以外で接種を希望する場合は、償還払いにより接種費用（上限あり）を助成します。	予防接種を行う前に上尾市が交付する「予防接種依頼書」を用意します。助成金交付申請は接種を受けた日の属する年度の末日（3月31日、ただし接種日が2月、3月の場合は、接種日から60日以内）。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/20210401002.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費	予防接種後に健康被害が生じ、国の健康被害救済制度の利用を希望するとき	予防接種を受け、健康被害が生じた者	医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料、介護加算を給付します。	健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市を経由して国から給付が行われます。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/364236.html	健康増進課（東保健センター）	774-1414
後期高齢者人間ドック検診料補助金	上尾市の後期高齢者医療制度加入者が人間ドックを受けるとき	上尾市後期高齢者医療制度加入者であること	上尾市の後期高齢者医療制度加入者が指定の項目を満たす人間ドックを受けるとき、検診料の一部を補助します。 【実施期間】例年5月1日から翌年2月末 ※指定医療機関以外で受診する場合は例年4月1日から翌年3月31日 【補助金額】2万円（ただし検診料が2万円を超えないときは、検診料の全額） ※指定医療機関で受診の場合は、医療機関でお会計時に、検診料から補助額2万円を差し引いた額が請求されます。指定医療機関以外で受診の場合は、人間ドック受診後に申請に基づき補助金を指定の口座に振り込みます。	・指定医療機関で受診の方で、ネット決済で検診料を支払う場合は、補助の対象となりません。 ・原則として、指定の項目をすべて同一の医療機関で受診した方に対して行います。また、検査項目を満たしていない場合は、補助の対象外となります。 ・補助は年度内1回に限ります。同年度中に、後期高齢者健康診査（埼玉県内の他市町村にて受診する場合も含む）・特定健診（国保で実施するもの）・職場の健康診査などを受診する方は、補助の対象になりません。重複受診が確認された場合、後日補助金の返還請求を行います。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/035121033101.html	保険年金課（高齢者医療担当）	775-5125	

補助金等一覧表

ジャンル	補助金等の名称	こんなときに	対象者	補助金等の内容	留意事項	市HP URL ※ある場合のみ	担当部署	担当 (電話番号)
健康	骨髄移植ドナー助成金	勤務先でドナー休暇制度がなく、他の補助金等を受けていないとき	・平成26年4月以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供をした者 ・公益財団法人日本骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者	骨髄等の提供に係る通院、入院および面接の日数1日あたり20,000円(上限7日分)を助成します。	骨髄等の提供が完了した日から90日以内となります。(提供完了日を0日とし、90日目の日まで)	https://www.city.ageo.lg.jp/page/030121082501.html	健康増進課 (東保健センター)	774-1414
	若年がん患者在宅療養生活事業費助成金	若年がんの方が住み慣れた自宅等で安心して自分らしく生活ができるよう、在宅サービスを利用するとき	(1) 18歳以上40歳未満の者(小児慢性特定疾病医療給付制度の対象者を除く) (2) がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)で、在宅療養生活への支援および介護が必要な者 (3) 他の制度において、同等の補助または給付を受けることができない者	在宅療養のためのサービス利用費(訪問介護、訪問入浴、福祉用具貸与と購入)の9割を助成します。(ただし上限額あり) そのほか、申請に必要な意見書作成料およびサービス調整支援費用を補助します。(ただし上限額あり)		https://www.city.ageo.lg.jp/page/363987.html	健康増進課 (西保健センター)	774-1411
	高額療養費	上尾市の国民健康保険加入者が医療機関で高額な医療費の負担をしたとき	上尾市国民健康保険加入者	上尾市の国民健康保険加入者が医療機関で保険診療を受けた際、1か月の医療費の自己負担額が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた部分を「高額療養費」として給付します。 【補助金額】医療機関で支払った医療費の自己負担額が、世帯ごとの自己負担限度額を超える場合に、その超えた額 ※高額療養費の支給に該当する人には診療を受けた月の3か月後の中旬を目安に、市から支給申請書を送付しています(診療内容の審査などの理由により遅れることがあります)。ただし、高額療養費の支給申請が簡素化済みである世帯は申請書が送付されず、自動振り込みとなります。 ※月ごと(1日から末日まで)の受診について計算します。病院・診療所ごとに計算しますが、同じ病院・診療所でも歯科は別計算です。また、外来・入院も別計算になります(院外処方せんによる調剤は合算)。 ※以上の方法で計算した一部負担金が、同一世帯において複数ある場合、以下の方法で合算します。 (1) 70歳未満の人は、1つの医療機関で、1か月単位で計算した自己負担額が21,000円以上のものだけが合算対象となります。 (2) 70歳以上の人は、計算した自己負担額(2割、3割)のすべてが合算対象となります。	入院時食事自己負担額および室料、差額ベッド代などの保険適用外のみは計算の対象になりません。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/35-kokuho-kougakuryouyuuhi.html	保険年金課 (国保給付担当)	782-6481
	出産育児一時金	上尾市国民健康保険加入者が出産したとき	上尾市国民健康保険加入者	上尾市国民健康保険加入者が出産したとき、出産育児一時金を給付します。 【補助金額】1児につき500,000円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は488,000円)	・妊娠12週以降の出産(死産・流産も含む)が支給対象となります。 ・加入していた健康保険の資格喪失後6か月以内の出産の場合、前の健康保険からも出産育児一時金の支給を受けることができます。前の健康保険から支給を受ける場合は、上尾市からは給付を受けられません。 ・死産・流産の場合は、妊娠週数等を記載した医師の証明書が必要で、 ・時効は、出産した日の翌日から起算して2年です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/035111032901.html	保険年金課 (国保給付担当)	782-6481
	葬祭費給付費	上尾市国民健康保険の加入者が死亡したとき	上尾市国民健康保険加入者が死亡した際、葬祭を行った者(喪主または施主)	上尾市国民健康保険の加入者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費を給付します。 【補助金額】50,000円	・会社に勤務していた人が退職し、国民健康保険に加入してから3か月以内に死亡した場合は、加入していた会社の保険から給付されます(国民健康保険組合の場合を除く)。 ・時効は、葬祭を行った日の翌日から起算して2年です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/35-kokuho-sousaihi.html	保険年金課 (国保給付担当)	782-6481
	高額介護合算療養費	上尾市国民健康保険加入者が、年間の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき	上尾市国民健康保険加入者で、医療および介護の両保険に係る自己負担額がある世帯	上尾市国民健康保険加入者が、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費および高額介護(予防)サービス費の支給を受けることができる場合にはその額を除く。)を合計し、自己負担限度額を超えたときに、その超過分を給付します。 【計算期間】前年の8月1日から7月31日まで 【補助金額】計算期間中に支払った医療費および介護サービス費の合算額が、合算算定基準額を超えた場合に、超えた金額が支給されます。 合算算定基準額は7月31日時点での医療保険の所得区分が適用され、世帯の所得の状況によって決まります。 ※高額介護合算療養費の支給に該当する人には、2月ごろ(予定)に申請書(「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」)を郵送します。	・医療費のみ、または介護サービス費のみの世帯は対象となりません。 ・支給額が500円以下の場合、支給対象となりません。 ・計算期間中に加入している医療保険、または介護保険が変わった場合でも、各医療保険の医療費を合算して計算できる場合があります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/35-kokuho-kaigogatusan.html	保険年金課 (国保給付担当)	782-6481
	傷病手当金	上尾市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由により、給与の支払いを受けられなくなったとき	罹患当時、上尾市国民健康保険加入者で、以下の条件を全て満たした者 (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染した疑いがある(以下のいずれかの場合等) ア 新型コロナウイルス感染症に感染した イ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等のいずれかがある ウ 重症化しやすい人(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患がある人。または透析や免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている人。)で発熱や咳などの軽い風邪の症状がある エ 高齢者等ではないが、発熱や咳など、軽い風邪の症状が続いている (2) 「業務外」の理由で新型コロナウイルス感染症等に感染した(労災に該当していない) (3) 療養のため、労務に服することができない。連続する3日間を含み4日以上休業した (4) 休業している間に、給与の支払い(全部または一部)がない	上尾市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由により、給与の支払いを受けられなくなった場合、傷病手当金を給付します。(令和5年5月7日以前までの感染が対象) 【対象期間】令和2年1月1日から令和5年5月7日まで ※ただし、入院が継続する場合は、最長1年6ヶ月まで ※新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことから、令和5年5月8日以降の感染については傷病手当金の対象となりません。 【補助金額】(直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数 傷病手当金は、発熱等により労務に服することができなくなった日以後、4日目から支給されます。なお、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日が支給対象日数となります。 ・時効は、労務に服することが出来なくなった日ごとに、その翌日から2年になります。	・新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことから、令和5年5月8日以降の感染については傷病手当金の対象となりません。 ・傷病手当金の支給対象となるのは、給与収入部分のみになります。 ・傷病手当金は、発熱等により労務に服することができなくなった日以後、4日目から支給されます。なお、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日が支給対象日数となります。 ・時効は、労務に服することが出来なくなった日ごとに、その翌日から2年になります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/035120041301.html	保険年金課 (国保給付担当)	782-6481
高齢者・障害者福祉	成年後見人等報酬助成金	成年後見人等の報酬を負担することが困難なとき	次の経済的要件(1)(2)のいずれかに該当する者 (1) 生活保護を受給している (2) 次のアおよびイのいずれにも該当しており、成年後見人等の報酬を負担することが困難である ア 申請者および申請者が属する世帯のすべての構成員が市町村民税が非課税であること イ 報酬付与の審判が行われた日において預金および貯金総額が800,000円未満(施設入所・入院の場合は500,000円未満)であり、その他処分すべき資産がないこと	報酬付与の審判により決定した額で次を上限として助成します。 在宅者：月額28,000円 施設入所者：月額18,000円	住所地要件があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。家庭裁判所による報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して90日以内に申請してください。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/354122.html	【成年後見人が65歳以上】 高齢介護課 (地域支援担当) 【成年後見人が65歳未満】 【成年後見人が65歳未満】 障害福祉課 (地域支援第一・第二担当)	【成年後見人が65歳以上】 775-4190 【成年後見人が65歳未満】 775-5122
	上尾市地域介護予防活動支援補助金(訪問型サービスB、B・D、D、通所型サービスB)	(1) 訪問型サービスBを実施する事業を行うとき (2) 訪問型サービスBおよび訪問型サービスDを一体的に実施する事業を行うとき (3) 訪問型サービスDを実施する事業を行うとき (4) 通所型サービスBを実施する事業を行うとき	(1) 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う者 (2) 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う者または福祉有償連達の登録団体 (3) 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う者または福祉有償連達の登録団体 (4) 住民主体による要支援者を中心とした(利用者の半数以上が要支援者等)自主的な通いの場づくり	事業区分ごとに、事業開始や事業運営の経費を補助します。(金額は上限額) (1) 事業開始10万円、事業運営は提供実績(1利用者30分400円) (2) 事業開始10万円、事業運営は50万円に加えて、提供実績(1利用者30分400円) (3) 事業開始なし、事業運営は30万円 (4) 事業開始20万円、事業運営は実施回数実績(年13~24回まで5万円、年25回以上10万円)	詳細については市のホームページに「上尾市介護予防・日常生活支援総合事業の手引き」を掲載していますのでご参照ください。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/300585.html	高齢介護課 (地域支援担当)	775-4190
	上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金	外国人技能実習生等(技能実習生または特定技能の在留資格を有する者)を雇用するとき	次の(1)(2)の両方に該当する事業所(法人) (1)外国人技能実習生等を雇用し、生活必需品を新たに購入する予定の事業所 (2)上尾市内で介護サービスを行う事業所	生活必要品の購入および設置金額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と250,000円とを比較していずれか少ない額を補助します。	申請前に購入したものは対象となりません。また、購入は交付決定通知後となります。 補助事業により取得した生活必需品を5年以内に処分しようとする場合は、補助金の返還を命ずることがあります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/337536.html	高齢介護課 (給付適正担当)	775-6473
	上尾市地域介護予防活動支援補助金(通いの場づくり)	通いの場(参加者の多数が高齢者、誰でも参加可、要介護状態等となることの予防)を実施するとき	通いの場を実施する者であって次の要件に該当する団体 ・原則として13回以上/年度の開催 ・利用者登録10人以上(1開催当り平均5人以上)	開催回数に応じた上限額を補助します。 (1) 13~24回は50,000円 (2) 25回以上は次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 当該事業を実施する施設の使用に要する経費(イおよびウにおいて「施設使用費」という。)が50,000円以下の場合 100,000円 イ 施設使用費が50,000円を超え、100,000円以下の場合 100,000円に当該超える額を加算して得た額 ウ 施設使用費が100,000円を超える場合 100,000円に当該事業を運営するために要する経費から施設使用費を控除して得た額を加算して得た額と150,000円とを比較していずれか少ない額	開催回数について、災害その他やむを得ない理由により当該回数が年12回以下となった場合にあっては、4,000円に当該回数を乗じて得た額となります。		高齢介護課 (地域支援担当)	775-4190



補助金等一覧表

ジャンル	補助金等の名称	こんなときに	対象者	補助金等の内容	留意事項	市HP URL ※ある場合のみ	担当部署	担当（電話番号）
防犯・交通・防災	特殊詐欺対策電話機購入費補助金	市内の店舗で公益財団法人全国防犯協会連合会が優良防犯電話として推奨する電話機を購入したとき	市内に住所のある概ね65歳以上で、単身や高齢者のみまたは日中に高齢者のみとなる者	電話機の購入のうち、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と10,000円とを比較していずれか少ない額を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/317350.html	交通防犯課	775-5138
	犯罪被害者等見舞金	犯罪行為の被害により死亡したり、傷害を受けたとき	犯罪行為の被害により死亡した市民の遺族または、一定の傷害を受けた本人（交通事故による被害や親族間等の犯罪被害を除く）	遺族見舞金300,000円、傷害見舞金100,000円を給付します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/036118122701.html	交通防犯課	775-5138
	空家除却補助金	昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上使用されていない空き家を除却（解体）したとき	空き家の所有者もしくは管理者、相続人等	対象費用の2分の1（上限は300,000円。1,000円未満は切り捨て）を補助します。ただし、市による調査で、対象空き家が「不良住宅」と判定された場合は、対象費用の5分の4（上限は500,000円）を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/311730.html	交通防犯課	775-5138
	運転免許証自主返納推進補助金	高齢で運転免許証を自主返納したとき	免許返納時に満75歳以上で、上尾市内に住所のある者	市内循環バス「くるとくん」の乗車回数券24回分（2,400円相当）の進呈と、「運転経歴証明書」を取得した場合に、その交付手数料（1,100円）を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/03612011201.html	交通防犯課	775-5138
	自転車用ヘルメット購入費補助金	自転車用ヘルメットを購入したとき	市内に住所のある、自分や2親等以内の親族の安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入した者	対象費用の2分の1（上限2,000円。100円未満は切り捨て）を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/369888.html	交通防犯課	775-5138
	危険ブロック塀等撤去築造補助金	公衆用道路に面した危険ブロック塀の撤去及び、撤去後の生垣・フェンス等の築造を行うとき	補助対象事業を行う危険ブロック塀等の所有者	公衆用道路などに面した高さ80センチ以上の塀または門柱（ブロック塀、石造その他の組構造、万年塀）で、点検項目（高さが地盤面から2.2メートルを超えるもの、傾きやひび割れがあるなど）により危険ブロック塀と判断するものの撤去工事や、撤去後の生垣の設置またはフェンス等の築造工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 (1) 危険ブロック塀等の撤去：1平方メートル当たり7,000円または工事額のうち少ない額 (2) 生垣の設置またはフェンス等の築造1メートル当たり15,000円または工事費の2分の1のうち少ない額 ※(1)(2)ともに200,000円が上限です。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。	・施工依頼先は市内業者に限ります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/burakku-hojo.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490
	既存木造住宅耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断をするとき	・現に対象の既存木造住宅に居住している者 ・補助金の交付を受けようとする者またはその2親等以内の親族が所有する住宅であること	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、専門家が行う耐震診断に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。耐震診断の契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。 ※耐震診断に要した費用（1,000円未満切捨て）補助限度額100,000円までとなります。	・在来軸組工法（木材の柱や梁で構造を支える方法）または枠組壁工法（ツー・バイ・フォー工法）の2階建て以下に限りします。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/48-sindanhojo.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490
既存木造住宅耐震改修補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修をするとき	・現に対象の既存木造住宅に居住している者、当該住宅に居住することを予定している者 ・補助金の交付を受けようとする者またはその2親等以内の親族が所有する既存木造住宅に対して実施する耐震改修であること	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、専門家が行う耐震改修工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。耐震改修工事の契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。 ※耐震改修に要した費用（住宅の床面積1㎡につき34,100円を限度）の23%（1,000円未満切捨て）補助限度額600,000円までとなります。	・在来軸組工法または枠組壁工法の2階建てに限りします。 ・既存木造住宅が上部構造評定が1.0未満またはその基礎が安全でないと評定された場合に限りします。 ・上部構造評定を1.0以上とするための耐震改修である場合に限りします。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/48-kaisyuuhojo.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490	
道路・河川・環境・住環境	生活雑排水等処理施設設置補助金	排水の放流先が取れない場合の処理施設を設置するとき	居住用住宅に市で定める「土壌浸潤トレンチ」を設置する者	設置に要する費用の2分の1を補助します。（限度額90,000円、小型合併処理浄化槽設置補助を併用する場合は40,000円）	申請は、設置工事前に行うほか、申請した年度内に工事を完了し、実績報告書を提出してください。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/39-zappaisuihojyokinn.html	生活環境課	775-6940
	小型合併処理浄化槽設置補助金	指定区域内の住宅用の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から小型合併処理浄化槽の入れ替えを行うとき	浄化槽処理促進区域（主に市街化調整区域で下水道計画がない地域）内で小型合併処理浄化槽への転換工事を行う居住者	設置のほか各種経費を加えた費用を補助します。（限度額 5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円、既存浄化槽等撤去費90,000円、配管費130,000円）	申請は、転換工事前に行うほか、提出期限は補助金の交付を受けようとする年度の1月末日です。また、実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了後30日を経過した日もしくは補助金の交付を受けようとする年度の2月末日のいずれか早い日です。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/03921031001.html	生活環境課	775-6940
	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金	市内の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせたとき	市内在住者で、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせた者	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせた際の費用を補助します。（1頭あたり限度額おす5,000円、めす9,000円）	申請は、手術を受けさせた日から30日を経過する日または当該手術が実施された日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までです。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/361615.html	生活環境課	775-6940
	スズメバチ等駆除費補助金	スズメバチ・アシナガバチの巣を駆除したとき	スズメバチ等が営巣している建物の居住者、建物または土地の所有者または管理者（マンション、共同住宅、長屋を除く）	スズメバチ等の巣を駆除業者に委託して駆除した際の費用の2分の1（100円未満の額は切り捨て）を補助します。（1回あたり限度額 5,000円）	申請は、領収証の発行日から起算して30日を経過する日までです。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/039120040101.html	生活環境課	775-6940
	民間建築物アスベスト対策事業補助金	建築物に吹き付けられたアスベストの調査をするとき	所有者・区分所有者の団体または管理者	補助対象建築物に対して実施する分析調査事業に要する経費の額で上限250,000円までを補助します。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/48-asubesuto.html	建築安全課（建築指導担当）	775-8490
	家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金	家庭用生ごみ処理容器等を購入したとき	家庭用生ごみ処理容器等を購入した世帯（市内に居住する者の世帯に限る。）	一般家庭から排出される生ごみの自然処理を促進し、ごみの減量化および堆肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等を購入した世帯に対し、購入費を補助します。補助金交付金額は、購入費の2分の1または上限額のどちらか低い額となります。 【上限額】電気式生ごみ処理機：20,000円、コンポスター：4,000円		https://www.city.ageo.lg.jp/page/037121032501.html	環境政策課	775-6925
	住宅断熱改修奨励金	国の「子育てエコホーム支援事業（断熱リフォーム）」または「先進的窓リノベ2024事業」の補助金制度を利用したとき	該当年度内に国の「子育てエコホーム支援事業（断熱リフォーム）」または「先進的窓リノベ2024事業」の補助金の交付を受けた市民	家庭からの温室効果ガス排出削減効果の高い住宅の断熱性能を高めるため国が実施している「子育てエコホーム支援事業（断熱リフォーム）」または「先進的窓リノベ2024事業」の補助金（対象補助金）を利用した市民に対して追加で市独自奨励金を交付します。。奨励金交付金額は、対象補助金の工事に係る経費から対象補助金を控除した額の2分の1または上限額のどちらか低い額となります。【上限額】1世帯につき100,000円		https://www.city.ageo.lg.jp/page/368581.html	ゼロカーボン推進室	775-7308
	再エネ・省エネ対策推進奨励金	再エネ・省エネ機器を購入したとき	・【個人】市内に住所を有し、かつ居住する者が、対象機器を設置・購入した者 ・【法人】市内に事業所を有する法人若しくは市内で事業を営む個人が、対象機器を市内の事業所に設置・購入した場合	環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、自主的に再エネ・省エネ対策活動に取り組む市民に対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。奨励金交付金額は、購入・設置に要する費用の2分の1または上限額のどちらか低い額となります。 【上限額】太陽光発電システム：個人90,000円、法人1,250,000円 家庭用蓄電池システム：50,000円 エネファーム：50,000円 ハイブリッド給湯機：30,000円 おひさまエコキュート：50,000円 電気自動車：50,000円 燃料電池自動車：300,000円 電動バイク：10,000円 普通充電設備：50,000円 V2H充電設備：50,000円 HEMS：10,000円		https://www.city.ageo.lg.jp/page/366768.html	ゼロカーボン推進室	775-7308
雨水貯留施設設置等補助金	雨水を溜めて庭木の散水などに利用したいとき	市内に在住する人で自己の家庭用に供する雨水タンクを設置する方で、雨水タンクを常に良好に維持管理できる者	市販されている雨水タンクの設置工事や不要となった浄化槽を転用するために行う改造工事に要した経費の2分1の額を補助します。（1世帯につき1年度2基まで・限度額30,000円）		https://www.city.ageo.lg.jp/page/052120082501.html	建設管理課	775-8597	



補助金等一覧表

令和6年10月1日時点

ジャンル	補助金等の名称	こんなときに	対象者	補助金等の内容	留意事項	市HP URL ※ある場合のみ	担当部署	担当（電話番号）
産業（商・工業者への支援） 	技能検定受検料補助金	職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定を従業員に受検させたとき	従業員に技能検定を受検させた市内事業者	従業員に技能検定を受検させた中小企業基本法に規定する市内事業者（中小企業者・小規模企業者）に対し、受検料の1/2（上限20,000円）を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/368842.html	商工課	777-4441
	創業応援補助金	創業、第二創業、事業承継をしたとき	市内で新たに創業する者、または第二創業、事業承継を行う者	創業に係る設備資金（内装工事費・備品等購入費）および運転資金（広告宣伝費）の1/2（上限200,000円）を補助します。	特定創業支援等事業を受けた証明を受けるなど、条件があります。詳しくは市のホームページをご参照ください。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/337035.html	商工課	777-4441
	小口・特別小口融資保証料補助金	上尾市中小企業融資制度のうち小口資金・特別小口資金融資を利用したとき	対象の融資を利用し、借入金を約定通り返済した者	融資実行時に埼玉県信用保証協会へ支払った信用保証料と同額を補助します。	融資を受けた時から引き続き、市内に住所または事業所を有しているものに限りです。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/41-tyuusyoukigyoyuusi.html	商工課	777-4441
	SDGs商品開発費補助金	SDGsに掲げられた目標のうち、複数の目標達成を目指した新たな商品やサービスの開発に取り組むとき	市内の中小企業者で、申請日の6か月以上前から事業を営んでいる者	SDGsに掲げられた目標のうち、複数の目標達成を目指した新たな商品やサービスの開発に積極的に取り組む事業者に対し、対象経費の2分の1（上限500,000円）を補助します。	事前に上尾中小企業サポートセンターの専門家に相談して指導を受ける必要があります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/337031.html	商工課	777-4441
	DX促進補助金	デジタル技術を導入し、業務の効率化や生産性の向上に向けた取り組みを行うとき	市内の中小企業者で、申請日の6か月以上前から事業を営んでいる者	デジタル技術を導入し、業務の効率化や生産性の向上に向けた取り組みを行う市内事業者に対し、対象経費の2分の1（上限250,000円）を補助します。	事前に上尾中小企業サポートセンターの専門家に相談して指導を受ける必要があります。	https://www.city.ageo.lg.jp/page/368773.html	商工課	777-4441
	中小企業資金融資利子補給補助金	上尾市中小企業融資制度のうち小口資金・特別小口資金・近代化資金・不況対策資金融資を利用したとき	対象の融資を借り入れている個人または中小企業者で、「経営革新計画」の承認を受けている、または申請中で融資資金を滞りなく返済している者	所定の資金に係る約定利率のうち、毎年支払った額の20%を3年間補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/041116042501.html	商工課	777-4441
	創業資金融資利子補給補助金	創業資金融資を活用したとき	特定の創業資金融資を受けて、約定どおり返済をしている者	支払った利率の20%を返済の開始月から3年間分を補助します。	新規対象者には、上尾商工会議所および日本政策金融公庫さいたま支店より案内があります。		商工課	777-4441
	マル経融資利子補給補助金	新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」を利用したとき	令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に上尾商工会議所からマル経融資に係る推薦を受けていて、償還金を約定償還日に遅滞なく支払った者	令和2年2月から令和3年3月までに商工会議所の推薦を受けたマル経融資で支払った利率を返済の開始月から3年間分を補助します。	新規対象者には、上尾商工会議所より案内があります。対象期間は令和6年3月31日までです。		商工課	777-4441
産業（農業者への支援） 	施設園芸農家が施設拡大や機械導入等をすするとき	施設園芸農家が施設拡大や機械導入等をすするとき	施設拡大、機械導入等する施設園芸農家	施設園芸農家が施設拡大や機械導入にあたり、補助対象経費の20%以内を補助します。（上限200万円）			農政課	775-7384
	賃借権設定促進事業費補助金	農家等が経営規模拡大など、農用地を賃借するとき	農用地に耕作面積を増やしたい農業者	農地の利用集積を図るため、経営規模拡大など、農用地の借り手に借入期間に応じて下記のとおり補助金を交付します。 (1) 3年以上6年未満 10アール当たり10,000円 (2) 6年以上9年未満 10アール当たり20,000円 (3) 9年以上 10アール当たり30,000円			農政課	775-7385
	農業近代化資金利子補給事業補助金	農家等が農業施設拡大などのため金融機関からの融資をうけたとき	認定農業者等（個人、法人、団体）	農業施設拡大などのために農家等が金融機関から融資を受けた場合に対して利率の一部（年1.5%以内）を補助します。			農政課	775-7390
	アライグマ捕獲器購入費補助金	農業者がアライグマ防除のため捕獲器を購入したとき	アライグマ捕獲従事者証を有する農業者	捕獲器購入にあたり、補助対象経費の1/2を補助します。（1人あたり年度内2基まで）		https://www.city.ageo.lg.jp/page/343191.html	農政課	775-7393
	農業経営基盤強化資金利子助成金	農家等が農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）融資をうけたとき	認定農業者（個人、法人、団体）	農家等が農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）融資をうけると利率の一部（年0.5%以内）を助成します。			農政課	775-7394
	新規就農者経営支援補助金	市内で新たに就農するとき	認定新規就農者等（18歳以上60歳未満）	農業経営に係る必要な経費について月額50,000円（最大12か月）を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/038120210827.html	農政課	775-7395
	新規就農者農業機械等導入支援補助金	市内で新たに就農するとき	認定新規就農者等（18歳以上60歳未満）	農業用機械取得や施設設置等について、補助対象経費の2分の1、最大1,000,000円（中古品は500,000円）を補助します。		https://www.city.ageo.lg.jp/page/038120210827.html	農政課	775-7396